

学研労協 NEWS ニュース

2019年学研労協 春闘学習会 報告

2月15日に学研労協主催の春闘学習会が開催されました。春闘学習会は、毎年春闘期に国公労連茨城支部との共催で行われているもので、今年は国立環境研究所の地球温暖化研究棟会議室で16時30分から約二時間、学研労協加盟単組から15名が参加して行われました。

学習会では、まず国公労連・中央執行委員の國本久雄氏が、「国公労連の2019年春闘の情勢と課題」について一時間の講演を行いました。講演では、国公労連の2019年春闘の主要課題として、国民の権利と安心・安全を守る運動と、非常勤職員の労働条件改善・雇用の安定を掲げた取り組みを行っており、非常勤職員の給与について、期末・勤勉手当の支給することを含む改善を勝ち取ったとの報告がありました。また、国公労連統一要求として月額23,000円（15%）の賃上げと初任給改善、さらにすべての労働者の賃金改善として、最低賃金を1000円／時の要求運動について解説されました。公務員の定年延長については、定年年齢を現在の60歳から給与水準を維持したまま65歳まで引き上げる要求を掲げて署名活動を行っているとのこと。多くの公務員の労働条件の問題の根源は、過度の公務員削減による人手不足にあり、この問題の理解と解決を国民世論に訴えていくことの必要性が指摘されました。講演に引き続き質疑応答が行われ、活発な議論が行われました。

講演に続いて、参加者から各単組における春闘期の組合の取り組みについて報告がありました。農林関連単組からは、急速な組織改編に伴う労働環境の悪化の懸念について報告があり、職員の合意を得つつ十分時間をかけて組織改編を行うよう、交渉を行っているとの報告がありました。産総研からは、有期雇用職員の無期化に際して、人事課が有期雇用職員に、配置転換等について労働協約に反した内容の説明を行っていた問題について、東京都労働委員会にあっせんを申し入れている状況について説明がありました。高エネ研からは、有期雇用職員の通算契約年数の5年上限を定めた規程に撤廃と、旧「定員外職員」の再雇用時の不当な差別の解消を求めて協議を行っているとの報告がありました。